

健診情報の保管及び利用並びに保護の比較

制度	老人保健	労働衛生対策	医療保険による保健事業			母子保健
			組合管掌健康保険	政府管掌健康保険	国民健康保険	
健診名 (根拠規定)	基本健康診査 (老人保健法第12条、13条、20条)	一般健康診断 (労働安全衛生法第66条)	一般健康診査、人間ドック (健康保険法第150条)	一般健康診査、付加個診 (健康保険法第150条)	基本健康診査 (国民健康保険法第82条)	健康診査 (母子保健法第12条、13条)
実施主体	市町村(特別区を含む)	事業者	健康保険組合	国(社会保険庁長官)	市町村(特別区を含む)・国保組合	市町村(特別区を含む) 実施義務(12条)努力義務(13条)
健診情報の 守秘義務	業務に著目した法律上の守秘義務はない 【職員】 地方公務員法第34条による守秘義務 【委託業務】 医師等の資格に著目した守秘義務	健康診断を実施する事務に従事した者に対し、実施に関して知り得た労働者の心身の欠陥等の秘密の保持を規定(労働安全衛生法第104条) ・労働安全衛生法第66条第1項から3項、第68条の3の規定に違反した者に対しては罰則あり(労働安全衛生法第120条)	業務に著目した法律上の守秘義務はない 【職員】 健康組合個々の内部規則等で規定 【委託業務】 委託契約において守秘義務を明記。医師等の資格に著目した守秘義務	業務に著目した法律上の守秘義務はない 【社会保険庁の職員】 国家公務員法第100条による守秘義務 【社会保険健康事業財団及び委託先の職員】 委託契約・財団就業規則において守秘義務を明記。医師等の資格に著目した守秘義務	業務に著目した法律上の守秘義務はない 【職員】 地方公務員法第34条による守秘義務 【委託業務】 医師等の資格に著目した守秘義務	業務に著目した守秘義務はない (保健指導要領において、母子保健手帳及び母子の保健に関する個人の記録票について個人の秘密の保持に十分留意する旨の規定がある) 【職員】 地方公務員法第34条による守秘義務 【委託業務】 医師等の資格に著目した守秘義務
健診情報を管理する者 及び 健診情報の保存 に関する根拠規定	市町村 ・健診結果等を記録整理するほか、必要に応じて個人票を作成するなど受診者の記録を一貫して記録し、保健指導に役立てること(保健事業実施要領) 健診実施機関 ・診療録は5年間の保存義務あり(医師法第24条2項) 受託実施機関の役割を規定(保健事業実施要領)	事業者 ・事業者は健康診断個人票を作成し、これを5年間保存しなければならない(労働安全衛生規則第51条等) ・事業者は健康診断の結果を記録しなければならない(労働安全衛生法第66条の3) 健診実施機関 ・診療録は5年間の保存義務あり(医師法第24条2項) ・医師等の意見聴取(労働安全衛生法第66条の4)	健康組合(事業所) ・個人別健康管理台帳の作成及びデータを管理(事業運営基準) ・各種記録の整備を図ること(事業運営基準) ・健康組合個々の内部規則等で保存期間、保存方法を規定 健診実施機関 ・診療録は5年間の保存義務あり(医師法第24条2項)	社会保険健康事業財団 ・5年間、磁気媒体にて保管(政府管掌健康保険生活習慣病予防健診実施要綱) 健診実施機関 ・診療録は5年間の保存義務あり(医師法第24条2項)	市町村 国保組合 ・規定なし 健診実施機関 ・診療録は5年間の保存義務あり(医師法第24条2項)	市町村 母子保健法第12条における健康診査においては、健康診査票に、医師、歯科医師が健康診査の結果を記入して、市町村が保管し、事後の保健指導等に活用する。(実施要綱) 健診実施機関 診療録は5年間の保存義務(医師法第24条2項)
健診情報の利用 (利用目的の 明確化)	・健康教育等の保健事業に活用 ・市町村は自らの保健事業の評価を行い、その評価に基づき、事業のより一層の充実・強化を図る。都道府県保健所は、市町村が地域特性を踏まえて保健事業を円滑かつ効果的に実施出来るよう保健医療情報の収集、提供を行い必要に応じ保健事業の評価をする。(保健事業実施要領)	・労働者の就業場所の変更、作業の転換等の措置を講じる際に活用(労働安全衛生法第66条の5) ・労働者に対する保健指導の際に活用(労働安全衛生法第66条の7) ・健康教育等の際に活用	・主に保健師による保健指導に活用 ・実施結果については、データに基づく内容の分析、評価を行い、事後指導についても万全を期すこと(事業運営基準) ・生活習慣病等について継続的な保健指導の実施に努めること(事業運営基準)	主に保健師による保健指導に活用。 そのほか統計・分析に使用(規定なし)	主に保健師による保健指導に活用(規定なし)	市町村は、妊娠産若しくはその配偶者又は乳幼児若しくは幼児の保護者に対して、妊娠、出産又は育児に関し、必要な保健指導を行い又は保健指導を受けることを勧奨しなければならない(母子保健法第10条)
健診情報の通知	結果については、指導区分を付し、受診者に速やかに通知する。(保健事業実施要領)	・事業者は、健康診断を受けた労働者に対し、当該健康診断の結果を通知しなければならない。(労働安全衛生法第66条の6)	結果通知については、保健師等の助言指導を得て生活習慣等に関する指導事項を付記することに努めること。(事業運営基準)	健診結果は、指導区分を付し、受診者へ通知。	規定なし(実行上は老人保健事業に準じて実施)	・市町村は、妊娠の届出をした者に対して、母子保健手帳を交付(母子保健法第16条) ・妊娠産又は乳幼児が健康診査を受けた場合は、その都度、母子健康手帳に必要な事項の記載を受ける(母子保健法第16条第2項)
健康情報の開示請求手続	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし
第三者への情報提供	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし
保健指導を主に実施する者	市町村の医師、保健師、管理栄養士等 委託先の医師、保健師、管理栄養士等	・事業所の産業医 ・地域産業保健センター(都市区医師会)の医師、保健師、管理栄養士等	・各健康保険組合の医師、保健師、管理栄養士等 ・事業所の産業医・産業看護師・管理栄養士等	・社会保険健康事業財団の各都道府県支部の保健師 ・健診実施機関(委託先)の医師、保健師、管理栄養士等	・委託先の医師、保健師、管理栄養士等 ・市町村の医師、保健師、管理栄養士等	・市町村の医師、助産士、保健師、管理栄養士等 ・委託先の医師、助産士、保健師、管理栄養士等
健康手帳の有無	あり(老人保健法第12条、13条)	なし	任意(各保険者による)	なし	任意(各保険者による)	あり(母子保健法第16条)

健診情報の保管及び利用並びに保護の比較

制度	学校保健			私立学校教職員共済法	国家公務員共済組合	地方公務員共済組合
健診名 (根拠規定)	就学時の健康診断 (学校保健法第4条)	児童、生徒、学生及び幼児の健康診断 (学校保健法第8条)	職員の健康診断 (学校保健法第8条)	一般健康診査、人間ドック (私立学校教職員共済法第26条)	一般健康診査、人間ドック (国家公務員共済組合法第98条)	一般健康診査、人間ドック (地方公務員共済組合法第112条)
実施主体	市町村(特別区含む)の教育委員会	学校	学校の設置者	日本私立学校振興・共済事業団	国家公務員共済組合	組合(地方職員共済組合、公立学校共済組合、警察共済組合、都職員共済組合、各指定都市職員共済組合、各市町村職員共済組合、各都市職員共済組合)及び全国市町村職員共済組合連合会
健診情報の 守秘義務	業務に著目した法律上の守秘義務はない 【職員】 地方公務員法第34条による守秘義務 【委託業務】 医師等の資格に著目した守秘義務			業務に著目した法律上の守秘義務はない 【委託業務】 医師等の資格に著目した守秘義務	業務に著目した法律上の守秘義務はない 【職員】 各共済組合の内部規定及び国家公務員法第100条による守秘義務 【委託業務】 医師等の資格に著目した守秘義務	業務に著目した法律上の守秘義務はない 【職員】 各共済組合の内部規定及び地方公務員法第34条による守秘義務 国家公務員法第100条による守秘義務(警察庁所属職員) 【委託業務】 医師等の資格に著目した守秘義務
健診情報を管理する者 及び 健診情報の保存 に関する根拠規定	規定なし	学校は児童、生徒、学生及び幼児の健康診断票は、5年間保存しなければならない。(学校保健法施行規則第6条4項) 校長は児童又は生徒が進学した場合は、健康診断票を進学先の校長に送付しなければならない。(学校保健法施行規則第9条2項) 校長は、児童、生徒、学生又は幼児が転校した場合は、健康診断票を転校先の校長に送付しなければならない。(学校保健法施行規則第6条3項)	職員の健康診断票は5年間保存しなくてはならない (学校保健法施行規則第12条3項)	規定なし 健診実施機関 ・診療録は5年間の保存義務あり (医師法第24条2項)	共済組合 規定なし (人事院規則に準じて保存) 健診実施機関 ・診療録は5年間の保存義務あり (医師法第24条2項)	組合(地方職員共済組合、公立学校共済組合、警察共済組合、都職員共済組合、各指定都市職員共済組合、各市町村職員共済組合、各都市職員共済組合)及び全国市町村職員共済組合連合会 (組合及び全国市町村職員共済組合連合会の福祉事業実施規則等) 健診実施機関 ・診療録は5年間の保存義務あり (医師法第24条2項)
健診情報の利用 (利用目的の 明確化)	健康診断結果の活用については「就学時の健康診断マニュアル」に記載 市町村の教育委員会は、健康診断の結果に基づき治療を勧告し、保健上必要な助言を行う等適切な措置をとらなければならない (学校保健法第5条)	健康診断結果の活用については「児童生徒の健康診断マニュアル」に記載 学校においては、健康診断を行ったときは、健康診断の結果に基づき、疾病の予防処置を行い、又は治療を指示する等適切な措置をとらなければならない。(学校保健法第7条)	学校の設置者は、治療を指示し、及び勧告等を取らなければならない。(学校保健法第9条)	主に個別相談の際に利用(規定なし)	主に個別相談の際に利用(規定なし)	主に個別相談の際に利用(規定なし)
健診情報の通知	規定なし(ただし、教育委員会は治療を勧告し、保健上必要な助言を行う。学校保健法第5条)	学校においては健康診断を行ったときは、21日以内に当該児童生徒又は幼児及びその保護者、又は学生に結果を通知する。(学校保健法施行規則第7条)	規定なし(ただし、職員の健診については労働安全衛生法に基づいて本人に通知しなければならない)	規定なし	規定なし(一般健康診査は人事院規則に準じて通知)	規定なし(一般健康診査は人事院規則に準じて通知)
健康情報の開示請求手続	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし
第3者への情報提供	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし
保健指導を主に実施する者	市(特別区含む)町村の教育委員会	学校、学校医	学校の設置者、学校医	各共済組合の医師、保健師、管理栄養士等 委託先の医師、保健師、管理栄養士等	各共済組合の医師、保健師、管理栄養士等 委託先の医師、保健師、管理栄養士等	組合、全国市町村職員共済組合連合会及び委託先の医師、保健師、管理栄養士等
健康手帳の有無	なし			なし	任意(各共済組合による)	任意(組合及び全国市町村職員共済組合連合会による)